

令和8年度「商店街イベント事業」実施要項

1. 事業内容

●商店街等の団体が活力と賑わいのある商店街を作るために、商店街自らが主催し実施するイベント(※)にかかる経費の一部を盛岡市商店街連合会が助成する事業をいう。イベントの実施場所は商店街の街路を原則とするが、イベントの内容によっては商店街と隣接する広場・スペースなどを活用しても良い。(※)売出し事業は除く。

2. 助成対象者

●盛岡市内の商店街等の団体(※)。

(※)商店街振興組合、中小企業等協同組合のほか、商工業者等によって地域商店街の振興を目的に任意で組織されている団体を含む。盛岡市商店街連合会の会員以外(非会員)の団体につきましては、申請前に実態確認をさせていただきます。

3. 助成対象経費

①謝金／②旅費／③会議費／④借損料／⑤会場整備費／⑥広告宣伝費／⑦通信運搬費／
⑧消耗品費／⑨印刷製本費／⑩委託料／⑪雑役務費／⑫備品費／⑬景品購入費／⑭その他

<対象外経費例>

①振込手数料

(・事業にかかる経費の振込であっても不可)

②飲食代(食事代・弁当代・飲料代)

(・来賓・イベントスタッフ・ボランティア等に対するものであっても不可)

(・事前打ち合わせや景品に対する茶代は可)

(・出演者への謝金に代えて飲料ケース等を提供する場合は可→謝金として取り扱い)

③補助金の性質上ふさわしくないもの(本質的に団体で負担すべきと思われるもの)

(・クリーニング代、資材の保管費用、家電、家具など)

④宛名の無い領収書やレシートに係る経費

(・経費の内容や補足説明の内容に関わらず対象外)

(・立替払の場合は、団体と立替者の間での領収書を添付することで可)

⑤酒類

(酒類については、上記の使途に関わらず対象外)

4. 助成率・上限

●助成対象経費の2分の1(※) (千円未満切捨て／上限額50万円(※))

(※)1団体・1申請に限ります。

(※)原則、助成率に基づいて助成額を計算しますが、全ての申請団体に対する助成額の合計が予算を超過する場合は、各団体の助成額を減額(調整)させていただきます。

上限額や2分の1の額の助成を確実に保証するものではありませんのでご了承ください。

5. 大型店負担額について

●イベント実施にあたり大型店負担額(大型店からの協賛金等)がある場合は、その額を対象経費から控除して助成額を計算します。

$$\begin{aligned} &(\text{対象経費} - \text{対象外経費}) - \text{大型店負担額} \times \text{助成率} = \text{助成額} (\text{※最終的に減額調整あり}) \\ &(100 \text{ 万} - 0 \text{ 万}) - 20 \text{ 万円} \times 1/2 = 40 \text{ 万円} \end{aligned}$$

6. 事業実施期間および申請期限

- 事業実施期間: 令和8年4月～12月末
- 申請期限: 令和9年1月末(※)

(※)原則、令和9年1月末までに支払ったものを対象経費とします。

(※) 冬季にイベントを行う場合は、申請期限を調整します。事前に事務局にご連絡ください。

7. 申請書類

●助成を希望する場合は、申請期限までに以下の書類を提出してください。

- ① (様式1)助成金交付申請書
- ② (様式2)事業実施報告書(※事業効果欄→「8. その他」参照)
- ③ **(様式3)助成対象経費表(※R5 から様式変更)**
- ④ 対象経費の支払いを証明する書類(請求書・領収書・振込依頼書等のコピー)
- ⑤ 事業の実施がわかる写真または画像(数枚程度)
- ⑥ チラシ・ポスター等の現物またはコピー(印刷製本費で支出した場合)

8. 審査および支払

●助成を希望する全ての団体からの申請および審査が終了してから助成金額が確定します。確定後に事務局より支払いに必要な関係書類をお送りいたします。

9. その他

●令和2年度より「(様式2)事業実施報告書」の中に、「事業効果」に関する項目が追加になっています。具体的には、イベントを見に来た方や参加された方に対して、下記①②のアンケートを実施し、その割合を記入していただきます。

「①賑わいがあると回答した者の割合」
(イベントが商店街の賑わいに繋がっているかどうか)

「②魅力的であると回答した者の割合」
(イベントが商店街や市民にとって魅力的であるかどうか)

(※)アンケートの対象や実施方法は問いませんが、最低10人程度は実施してください。

ご不明な点につきましては、事務局までご連絡ください。